

令和3年度町会・自治会活動支援策について

区では、平成30年度から令和2年度までの3年間で、町会・自治会活動支援策として、「協働事業活動補助金」、「活動応援個別プログラム」、「町会等の負担軽減」、「町会等への支援機能の強化」の4つの支援策に取り組んでいますが、これまでの実施状況や成果等を踏まえ、令和3年度の支援策を以下のとおり実施します。

1 新たな支援策の概要

(1) 町会等補助金の見直し

1) 協働事業活動補助金【拡充】

令和2年度までの3年間で取り組んだ「協働事業活動補助金」は、補助対象等を拡充し、町会・自治会の活動費を補助する「町会等補助金」に移行して、「協働事業活動費」として補助します。

	現 行	令和3年度
補助金名	協働事業活動補助金 (移行)	町会等補助金 ①団体活動費 ②防犯灯補修費 → ③協働事業活動費
補助対象	会員数150以下	全町会・自治会
補助率	10/10	10/10
補助金額	50万円以内	年間1団体50万円以内
補助要件	1事業1団体のみ 申請可能	・同一の協働事業に複数団体が申請可能 ※総事業費の限度額は100万円まで ・50万円を限度に1団体2回まで申請可能

2) 団体活動費の額改定【拡充】

町会等補助金の団体活動費については、要綱を制定した平成16年度以来、補助額は改定されておらず、町会・自治会等から見直しが求められていること等から、要綱制定後の消費者物価指数の変動等を踏まえ、補助額を引き上げます。

団体活動費	現 行	令和3年度	差額
50会員以下の 町会・自治会	111,500円 (25,500円)	119,000円 (26,700円)	7,500円 (1,200円)
以降50会員ま で増加毎の加算	18,500円 (3,500円)	19,000円 (3,700円)	500円 (200円)

※()内は防災住民組織のみの場合

3) コロナ対策費の支給【臨時】

令和2年6月に実施した全町会等へのアンケート調査では、約2割の団体は運営費が不足し、多くの町会等が会費や企業からの寄付等の減収を見込んでいると回答しています。SNSでの情報発信やオンライン会議の実施など、コロナ禍における新たな生活様式や感染防止への対応も必要なことから、令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症対策費として、団体活動費に5万円を加算して支給します。

(2) 町会・自治会活動応援個別プログラム【継続】

町会・自治会活動応援個別プログラムは、継続して実施します。ただし、取組期間は、これまでの取組状況を踏まえ、3年間から2年間に短縮して実施します。

これまでの取組事例としては、会費の見直しや会員相互の交流を図るイベントの企画、立案等への支援を行いました。

アンケートに寄せられた意見には、コロナ禍における町会運営に不安を抱えている声が寄せられたことから、令和3年度から開始するプログラムでは、コロナ禍における町会運営や近隣町会と連携した取組など、新たな課題にも柔軟に対応します。

(3) 町会等への支援機能の強化（町会・自治会ガイドブックの改訂等）【継続】

イベント等でも配布しやすく、手に取りやすいサイズに改訂します。また、区民にガイドブックを持ち帰ってもらえるような魅力的な冊子となるよう、活動内容がわかる写真を多用するなど内容を充実し、町会等の加入促進に役立てます。

(4) 町会等の負担軽減

1) 区補助金申請書類・手続等の簡略化【継続】

コロナ禍における国の行政文書の簡略化・効率化の流れを踏まえ、申請書類の押印省略（法人格を除く）や、毎年提出してもらう添付資料の簡略化など手続き方法等を改善します。

2) 区政情報の電子化での提供【継続】

現在、毎月各町会等にお知らせする区政情報は、各地区の協働推進課が電子化（PDF化）し、希望する町会等にはメールで送付していますが、さらに活用されるよう、区ホームページにも電子化したお知らせを掲載します。

2 実施時期

令和3年4月1日

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年	3月中旬	各町会・自治会に新制度案内送付 区ホームページ等で周知
	4月	新制度開始

令和3年度町会・自治会支援策について

<現 行>

<令和3年度>

1 協働事業活動補助金
 会員数が少なく資金や人材が不足しがちな町会・自治会の自主的・自立的活動を支援するため、協働事業の経費の一部又は全額を補助します。
対象 会員 150 以下の町会・自治会（全体の約半数）
補助 上限は 50 万円まで 補助率 10/10

【移行】

1 町会等補助金の拡充
1) 協働事業活動費（新設：協働事業活動補助金を移行）
対象：全町会・自治会
補助：補助率 10/10 1 団体の補助上限が額は 50 万円で、申請は 2 回まで
 同事業で協働する複数の町会等が申請可能（総事業費の上限は 100 万円）
2) 団体活動費の引き上げ

50 会員以下の 町会・自治会（防災住民組織）	現行 115,000 円（25,500 円） 改正 119,000 円（26,700 円）
以降 50 会員まで増加毎の加算額	現行 18,500 円（3,500 円） 改正 19,000 円（3,700 円）

3) 新型コロナウイルス感染症対策費(臨時)
 令和3年度に限り、団体活動費に一律 5 万円加算します。

【拡充】

1-2 町会等補助金（団体活動費）
 町会・自治会等の運営や実施事業に要する経費や防犯灯等の維持に要する経費の一部を補助します。
対象 町会・自治会、防災住民組織 等
補助 111,500 円～

【継続】

2 町会・自治会活動応援個別プログラム
 専門のアドバイザーを派遣して町会・自治会が抱える課題を分析し、個別プログラムを作成し、課題解決に向けた方策を考案・支援します。
対象 8 団体
期間 平成 30 年度～令和 2 年度（3 年間）

2 町会・自治会活動応援個別プログラム
 コロナ禍における町会運営や、近隣町会と連携した取り組みなど、これまで取り組んでいない課題についても支援します。
対象 10 団体
期間 令和 3 年度～令和 4 年度（2 年間）

【継続】

3 町会等への支援機能の強化
 ① 町会・自治会ガイドブックの発行

3 町会等への支援機能の強化
 ① 町会・自治会ガイドブックの改訂
 ② 総合行政ネットワークを活用した町会加入希望の電子申請（新規）

【継続】

4 町会等の負担軽減
 ① 補助金申請書類の簡略化
 ② 区提供情報の電子化

4 町会等の負担軽減
 ① 補助金申請書類及び手続きの簡略化
 ② 電子化した毎月の町会発送物（区提供情報）を区ホームページに掲載（新規）